第十四条第一項の表第百十四条の六第二項第一号の項の次に次のように加える。

第百十四条の六第三項	連合会	存続組合
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	ものとする	ことができる
第百十四条の七各号列記以外の部分	連合会が知事等	存続組合が地方公共団体情報システム機構
第百十四条の七第一号及び第百十四条の八第一項第一号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の八第三項	生年月日	生年月日又は個人番号

第十四条第一項の表第百十四条の八第二項各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第百十四条の八第二項各号列記以外の部分	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）	平成八年改正法
	支給するものとされた退職共済年金	支給するものとされた退職共済年金又は連合会が支給する退職共済年金
第百十四条の八第二項第一号及び第百十四条の九第一号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の九第三号	生年月日	生年月日又は個人番号

第十四条第一項の表第百十四条の十第一項第一号の項の次に次のように加える。

第百十四条の十第一項第一号	住所	住所又は個人番号

第十四条第一項の表第百十四条の十第一項第四号の項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）」を「平成二十四年一元化法」に改め、同表第百十四条の十第三項の項の次に次のように加える。

第百十四条の十一第一項第一号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の十三第一項第一号	及び	及び個人番号又は

第十四条第一項の表第百十四条の十三第一項第六号の項の次に次のように加える。

第百十四条の十三第一項第八号	及び	及び個人番号又は

第十四条第一項の表第百十四条の十三第二項第三号の項の次に次のように加える。

第百十四条の十三第三項	連合会	存続組合
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	ものとする	ことができる
第百十四条の十四第一項第一号及び第二項第一号並びに第百十四条の十五第一項第一号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の十五第一項第四号	生年月日	生年月日又は個人番号

第十四条第一項の表第百十四条の十五第二項の項の次に次のように加える。

第百十四条の十五第三項	連合会	存続組合
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	ものとする	ことができる
第百十四条の十六第一項第二号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の十六第二項	連合会	存続組合
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	ものとする	ことができる
第百十四条の十六の二第一項第二号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の十六の二第一項第四号	生年月日	生年月日又は個人番号

第十四条第一項の表第百十四条の十六の二第二項の項の次に次のように加える。

第百十四条の十六の二第三項	連合会	存続組合
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	ものとする	ことができる
第百十四条の十六の三第一項第一号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の十六の三第一項第三号	及び	及び個人番号又は